

凡 例

第 1、2 編 建設費、運営費補助金制度

- 1 補助金制度の規定は、原則として平成 21 年度要綱及び予算に基づいて記入しました。
- 2 各欄の記入方法は、次の要領としました。
 - (1) 制度区分 県補助金 国庫補助金対象外の県費単独補助金
国庫補助金・県補助金 国庫補助金に追加交付している県費単独補助金
 - (2) 所管省庁 国庫補助金が交付される場合、当該補助金の所管省庁名
 - (3) 県担当課 県の担当課・所名、担当名及び内線番号
 - (4) 支援目的 補助目的
 - (5) 対象事業 補助対象となる事業内容及び事業要件
 - (6) 対象経費 補助対象となる経費
 - (7) 支援金額（率） 補助金額（率）、補助基準額、標準単価（事業費）、補助限度額等を記入しました。
 - (8) 対象団体 直接補助対象としている市町村等を記入しました。
市町村等を通じての団体への間接補助については、「市町村等→〇〇団体」と記入しました。
 - (9) 予算額 21 年度 平成 21 年度の当初予算額
20 年度 平成 20 年度の最終予算額
 - (10) 採択件数・採択例 21 年度 採択予定件数（未定の場合は「未定」）
20 年度 採択実績件数
 - (11) 根拠法令・要綱等 根拠法令、要綱等の名称
 - (12) 事業期間・採択期限 事業期間 補助を継続できる事業期間
新規採択期限 新規採択の最終年度が確定している場合に当該最終年度を記入しました。
 - (13) 組合せできる他制度 組合せできる代表的な地方債、国庫補助金等の名称を記入しました。併せて、組み合わせた場合の計算式及び例図を記入しました。

第 3 編 融資制度

- 1 融資制度の規定は、原則として平成 21 年度要綱及び予算に基づいて記入しました。
- 2 各欄の記入方法は、次の要領としました。
 - (1) 制度区分 県融資 県単独融資制度
その他融資 外郭団体が実施している融資制度
 - (2) 所管団体 外郭団体が実施している融資制度の場合は、所管団体名（カッコ内は通称名）
 - (3) 県担当課 県の担当課・所名、担当名及び内線番号
 - (4) 融資目的 融資目的

- (5) **対象事業** 貸付対象となる事業
- (6) **対象経費** 貸付対象となる経費
- (7) **貸付額・充当率** 貸付額、充当率、限度額、利率、貸付期間及び償還条件
- (8) **対象団体** 直接貸付対象としている市町村等を記入しました。
市町村等を通じて行う団体への間接貸付については、「市町村等→〇〇団体」と記入しました。
- (9) **予算額** 21年度 平成21年度の当初予算額
20年度 平成20年度の最終予算額
- (10) **採択件数・採択例** 21年度 採択予定件数（未定の場合は「未定」）
20年度 採択実績件数
- (11) **根拠法令・要綱等** 根拠法令、要綱等の名称
- (12) **事業期間・採択期限** 事業期間 貸付を継続できる事業期間
新規採択期限 新規採択の最終年度が確定している場合に当該最終年度を記入しました。
- (13) **組合せできる他制度** 組合せできる代表的な地方債、国庫補助金等の名称を記入しました。併せて、組み合わせた場合の計算式及び例図を記入しました。

第4編 人的支援制度

- 1 人的支援制度の規定は、原則として平成21年度要綱及び予算に基づいて記入しました。
- 2 各欄の記入方法は、次の要領としました。
 - (1) **制度区分** 県支援 県単独支援制度
その他支援 外郭団体を実施している支援制度
 - (2) **所管省庁** 外郭団体を実施している人的支援制度の場合は、所管団体名（カッコ内は通称名）
 - (3) **県担当課** 県の担当課・所名、担当名及び内線番号
 - (4) **支援目的** 人的支援の目的
 - (5) **支援内容** 支援の内容（各種研修、アドバイザー支援、表彰等）を具体的に記入しました。
 - (6) **対象団体** 対象としている市町村等
 - (7) **予算額** 21年度 平成21年度の当初予算額
20年度 平成20年度の最終予算額
外郭団体等が実施している支援制度で、予算額が不明の場合は記入していません。
 - (8) **採択件数・採択例** 21年度 採択予定件数（未定の場合は「未定」）
20年度 採択実績件数
 - (9) **根拠法令・要綱等** 根拠法令、要綱等の名称

第5編 参 考

- 1 支援制度の規定は、原則として平成21年度要綱及び予算に基づいて記入しました。
- 2 各欄の記入方法は、「第1、2編 建設費、運営費補助金制度」及び「第4編 人的支

援制度」に準じて記入しました。

第6編 国庫補助金制度

- 1 市町村に対する国庫補助金制度（直接・間接補助を問わず）で県に相談窓口があるものを一覧表にしました。
- 2 国庫補助金に県費単独補助金を任意に追加交付する場合は、「第1、2編 建設費、運営費補助金制度」に記入しております。